

新潟県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月3日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第41号

新潟県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

新潟県農業共済組合検査規則（昭和27年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(総則)</p> <p>第1条 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第209条第1項から第3項までの規定により、知事が、<u>農業共済組合又は農業共済組合から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）</u>（以下これらを「組合等」という。）に対して行う検査は、法令の定めるところによるほか、この規則の定めるところによるものとする。</p> <p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、<u>組合等の業務の処理及び財産の管理を適正にし、農業共済組合の健全な発達を図ることにより、農業共済組合の組合員の利益を保全することを目的として行う。</u></p> <p>(検査の場所)</p> <p>第5条 検査は、<u>当該組合等の事務所</u>において行う。ただし、特別の場合にあつては、知事の指定する場所において行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(検査の要領)</p> <p>第7条 検査は、別に定める要領により、<u>組合等の業務及び財産について帳簿、書類その他の物件を精査し、法令及び法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業規程又は規約に違反する事項の有無並びに業務執行の適否及び財産の確否を明らかにするものとする。</u></p> <p>(検査の立会い)</p> <p>第9条 検査員は、検査に際しては、<u>理事（受託者にあつては、監事その他の法人の業務を監査する者以外の役員。以下同じ。）又は理事以外の責任者（以下これらを「立会人」という。）のうち1人以上の立会いを求めなければならない。</u></p> <p>2 前項のほか、検査員は<u>監事（受託者にあつては、監事その他の法人の業務を監査する者。以下同じ。）の立会いを求め、検査を通じて、その指導の任に当たるよう努めるものとする。</u></p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第209条第1項から第3項までの規定により、知事が、<u>農業共済組合</u>に対して行う検査は、法令の定めるところによるほか、この規則の定めるところによるものとする。</p> <p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、<u>農業共済組合の業務の処理及び財産の管理を適正にし、その健全な発達を図ることにより、農業共済組合の組合員の利益を保全することを目的として行う。</u></p> <p>(検査の場所)</p> <p>第5条 検査は、<u>当該農業共済組合の事務所</u>において行う。ただし、特別の場合にあつては、知事の指定する場所において行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(検査の要領)</p> <p>第7条 検査は、別に定める要領により、<u>農業共済組合の業務及び財産について帳簿、書類その他の物件を精査し、法令及び法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する事項の有無並びに業務執行の適否及び財産の確否を明らかにするものとする。</u></p> <p>(検査の立会い)</p> <p>第9条 検査員は、検査に際しては、<u>理事又は参事（特別の場合にあつては、検査員の適当と認める者）（以下「立会人」という。）のうち1人以上の立会いを求めなければならない。</u></p> <p>2 前項のほか、検査員は<u>監事の立会いを求め、検査を通じて、その指導の任に当たるよう努めるものとする。</u></p>

(検査の執行)

第10条 検査員は、検査の執行に際しては、組合等の業務に支障を生じないように留意し、執務時間内に行うものとする。ただし、立会人の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査の講評)

第12条 検査を終了したときは、検査員は、理事及び監事に検査結果について講評を行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(検査終了後の措置)

第13条 (略)

2 知事は、前項の報告を受けたときは、改善を要すると認められる事項について、理事及び監事に対し必要な指示を行うとともに、期限を定めて、改善結果の報告を求めるものとする。

別記様式 (第3条関係)

農業共済組合(受託者)検査請求書

(略)

農業保険法第209条第3項の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて農業共済組合(受託者)の検査を請求します。

記

1 検査を請求する組合(受託者)の住所及び名称

(略)

(検査の執行)

第10条 検査員は、検査の執行に際しては、農業共済組合の業務に支障を生じないように留意し、執務時間内に行うものとする。ただし、立会人の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査の講評)

第12条 検査を終了したときは、検査員は、理事に検査結果について講評を行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(検査終了後の措置)

第13条 (略)

2 知事は、前項の報告を受けたときは、改善を要すると認められる事項について、農業共済組合の理事及び監事に対し必要な指示を行うとともに、期限を定めて、改善結果の報告を求めるものとする。

別記様式 (第3条関係)

農業共済組合検査請求書

(略)

農業保険法第209条第3項の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて農業共済組合の検査を請求します。

記

1 検査を請求する組合の住所及び名称

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。